

クラウドの利用にともなう法的問題点

英知法律事務所
弁護士 森 亮二

1

クラウドの特徴と法的論点

- 海外の事業者によるサービス提供であることが多い。
 - ☛ 国際取引契約
準拠法、裁判管轄
- インターネット上で接続された無数のサーバー群からサービス提供を受けることから、ユーザーとしては、どこに所在するどのようなサーバーからサービスの提供を受けているのか把握できない場合もある。
 - ☛ サーバ所在地固有のリスク
(米国のPatriot Act)
 - ☛ データ移転規制(外国為替管理法)
- データ等の管理はサービス提供者が行う。ユーザーは直接管理できない。
 - ☛ 個人情報保護
 - ☛ 内部統制
 - ☛ 営業秘密
- オンデマンド(使いたいとき使いたいだけ。いちいちサービス提供者と交渉しない)
 - ☛ 契約はオンラインの利用規約・約款
 - ☛ SLAで均一化
- その他の問題

2

目次

- 利用規約・SLAの有効性
- 準拠法・裁判管轄の問題
- 委託先のセキュリティ

3

ウェブ利用規約・SLA

参考資料:

経済産業省「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」

Q: 細かい利用規約でも全部読むことにしている。

A: ①YES ②NO

4

ウェブ利用規約の有効性①

利用規約の重要性

- クラウドに限らず、商品・サービスの提供者との関係を決めるのは利用規約。利用規約は非常に重要。
↓
- 一般的には、返品可否、代金の支払い方、瑕疵についての処理、合意管轄などが規定される。
↓
- 仮に無効とされれば、すべては民法などのデフォルトルールに戻り、事業者は不測のリスクに曝されることとなる。

消費者契約法の話ではありません

利用規約の法的性質

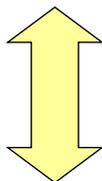
- クラウド・サービスにおいては、ベンダー・ユーザー間にはクラウド・サービスの提供契約が成立する。
↓
- その契約の内容に、免責条項、SLA、裁判管轄などを規定した利用規約が組み込まれるのかどうか。
↓
- 組み込まれれば利用規約は有効。組み込まれなければ無効(無効の場合は民法などのデフォルトルールに戻る)。
↓
- 「附合契約」「約款」etcと呼ばれるもの

5

ウェブ利用規約の有効性②

利用規約の有効性が認められる可能性は低い。

- 「利用規約に同意したものとみなします」という記載があるが、サイトのどこに利用規約があるのか分からない。



この両者の間に基準がある？

- サービスを利用しようとする時、利用規約の画面に誘導される。スクロールして最後までたどり着くと送信ボタンの横に「○同意する ●同意しない」のラジオボックスがあり、デフォルトでは同意しないになっている。

ここまでやれば、まず有効

6

ウェブ利用規約の有効性③

Q1: 「以下をご確認ください」の記載をクリックすると英語の規約になっている。

A1: ①有効 ②無効 ③微妙

Q2: 利用規約のリンクが分かりやすい所にあるが、同意クリックまでは要求されていない。

A2: ①有効 ②無効 ③微妙

7

ウェブ利用規約の有効性③

準則H23(現行版)

- サイト利用規約が契約条件に**組み込まれると認められる**場合
 - サイト利用規約が明瞭に表示され、かつ取引実行の条件として**サイト利用規約への同意クリックが必要とされている**場合
 - 申込みボタンや購入ボタンとともに利用規約へのリンクが明瞭に設けられているなど、利用者にとって**サイト利用規約が取引条件になっていることを明瞭に認識でき且つ利用者がいつでも容易にサイト利用規約の内容を確認できる**ようにウェブサイトが構築されている場合
- サイト利用規約が契約条件に**組み込まれないであろう**場合
 - ウェブサイト中の目立たない場所にサイト利用規約が掲載されている**だけで、ウェブサイトの利用につきサイト利用規約への同意クリックも要求されていない**場合

8

ウェブ利用規約の有効性⑥

利用規約の変更について

Q1: 「利用規約」は、当初は同意が必要であるとしても、その後の変更は事業者が自由にできる。

A1: ①YES ②NO ③微妙

Q2: 「利用規約」だからといって、事後的に内容を変更するわけにはいかないが、利用規約中に「当社は本規約の内容を裁量により変更できます」と書いておけば事業者は自由に変更できる。

A2: ①YES ②NO ③微妙

Q3: 「変更できます」だけではダメだが、「変更後に利用があれば、変更後の利用規約に同意したものとみなします」としておいてご利用があれば変更の効力確定。

A3: ①YES ②NO ③微妙

9

約款・附合契約 -責任制限規定-

□ 多数のユーザーと同一条件で契約を締結することから、責任制限の規定が重要な意味を持つ。

□ 具体的な条項としては、サービスの停止に関する免責、損害賠償額の上限等

□ BtoCでは消費者契約法により無効になることが多々ある。

■ 消費者契約法第8条1項

次に掲げる消費者契約の条項は、無効とする。

①事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項

②事業者の債務不履行(当該事業者、その代表者又はその使用する者の故意又は重大な過失によるものに限る。)により消費者に生じた損害を賠償する責任の一部を免除する条項

10

SLAとは何か①

経済産業省「SaaS向けSLAガイドライン」の定義

SLA(Service Level Agreement)は、提供されるサービスの範囲・内容・前提事項を踏まえた上で「サービス品質に対する利用者側の要求水準と提供者側の運営ルールについて明文化したもの」である。サービス利用契約を締結する際に、SaaS 提供者とサービスの利用者(以下、利用者)双方による合意の結果として、契約文書の一部もしくは独立した文書として締結されるケースが多い(注19)。

(注19)

SLA は必ずしも独立した文書として締結されるわけではなく、後述する「努力目標型」のSLA の場合、例えば、SLA を利用者向けホームページ上に公開するにとどまり、未達成時の補償を明確に規定していないこともある。

ガイドライン20頁



SLAとは何か②

IT用語辞典e-wordsの定義

通信サービスの事業者が、利用者にサービスの品質を保証する制度。回線の最低通信速度やネットワーク内の平均遅延時間、利用不能時間の上限など、サービス品質の保証項目や、それらを実現できなかった場合の利用料金の減額に関する規定などをサービス契約に含めることを指す。アメリカの大手通信事業者が導入した制度で、日本ではIIJが1999年6月に「サービス品質保証制度」として導入したのが最初である。

@IT 情報マネジメント用語事典の定義

サービス提供者(プロバイダ)とサービス委託者(顧客)との間で契約を行う際に、提供するサービスの内容と範囲、品質に対する要求(達成)水準を明確にして、それが達成できなかった場合のルールを含めて、あらかじめ合意しておくこと。あるいはそれを明文化した文書、契約書のこと。

SLAとは何か③

@IT 情報マネジメント用語事典の説明

もともとは通信事業者がネットワークサービスの通信品質(QoS: Quality of Service)を保証するために行った契約形態として広まったもので、内容的には実効データ転送速度の下限や障害発生時のダウンタイムの上限などに関して基準を設け、その設定値が未達(ブリーチなどという)だった場合の罰則や補償(例: 利用料金の減額)などを規定していた。これは1990年代後半ごろ、インターネットが企業や社会の基盤として使われるようになりつつある時期で、ベストエフォートで提供されていたインターネット接続サービスの品質を保証するため取り入れたものだった。現在では法人向けのネットワーク接続サービスのサービスメニューとしてごく一般的に用意されている。

今日では、通信サービス以外の各種サービスにおいても用いられるようになっており、データセンターなどのホスティングサービス、ASPやネット証券会社のようなオンライン・アプリケーションサービス、企業情報システムの運用・保守アウトソーシング、さらにはコピー機などのOA機器の保守をはじめとする各種のメンテナンスサービスなどにもSLAは広がっている。また、企業内の情報システム部門(サービス提供者)とユーザー部門(サービス委託者)の間でSLAの概念を取り入れる例も見られる。さらにはアジャイルソフトウェア開発など継続的なシステム開発においても、SLAによるソフトウェア品質保証を契約に盛り込む場合がある。

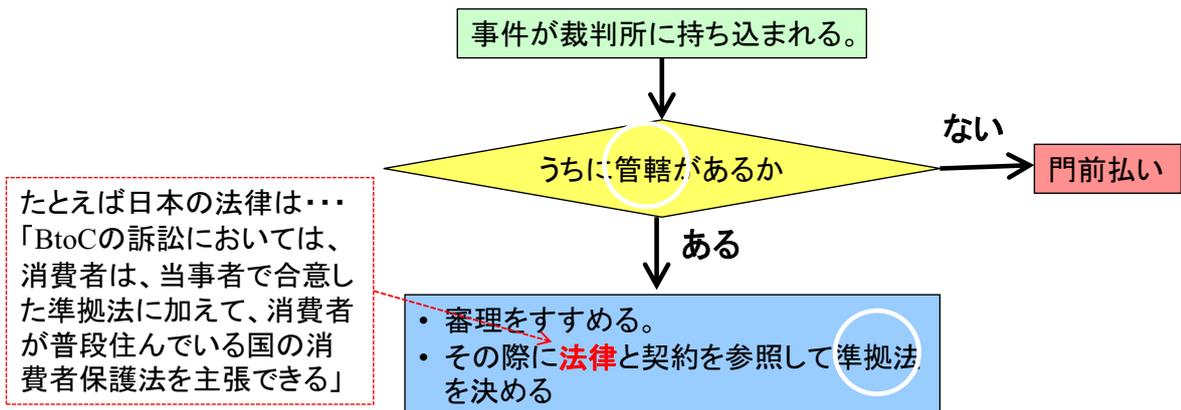
13

準拠法・裁判管轄

14

準拠法と裁判管轄①

- 準拠法 = 紛争にどの国の法律が適用されるか。
- 裁判管轄 = どの国の裁判所で訴訟をするか。
- 準拠法と裁判管轄いずれについても、特定の裁判所を前提にしなければ議論は始まらない。



準拠法と裁判管轄②

- 準拠法と裁判管轄のいずれについても、契約当事者は自分の国のものにすることを強く希望する。
- ここでQ:
たとえば、クラウドのユーザー（会社、大学等）とクラウドのプロバイダの間で訴訟（BtoB）が発生したとして、日本とアメリカの弁護士費用について、正しいのは
 - ① 弁護士数が少ない日本の方が高い
 - ② 訴訟社会アメリカの方が高い
 - ③ ほぼ同じ
- さらにQ:
BtoBの紛争ではなく、BtoCならどうか（ウェブメールのメールが全部消えてしまう等・・・）
 - ① 弁護士数が少ない日本の方が高い
 - ② 訴訟社会アメリカの方が高い
 - ③ ほぼ同じ

準拠法と裁判管轄③

- 準拠法と裁判管轄のいずれについても、契約当事者は自分の国のものにすることを強く希望する。日本の企業の立場に立った場合、日本法×東京地裁の組み合わせとそれ以外の組み合わせでは、訴訟の費用が大きく違ってくる。なぜなら↓
 1. 外国で訴訟をする場合、外国法を準拠法とする場合のいずれについても、当該外国の法律事務所を雇う必要がある。
 2. 現地の法律事務所に加えて、日本の法律事務所も雇うのが通常。
 3. 欧米の法律事務所は、日本のそれよりもフィーが高い。

17

準拠法と裁判管轄④

- 準拠法と裁判管轄いずれについても、BtoBの場合には、多くの国の裁判所は、当事者の合意の有効性を認める。
- たとえば、「準拠法＝カリフォルニア州法、専属的合意管轄＝カリフォルニア州〇〇の裁判所」との有効な合意がある場合。カリフォルニア州の裁判所に提訴すれば、当然管轄は認められ、準拠法はカリフォルニア州法となる。
- ユーザーが東京地裁に提訴した場合、却下（門前払い）となる可能性が高い。
 - 外国の裁判所にのみ管轄権を認める合意は、「その裁判所が法律上又は事実上裁判権を行うことができないとき」を除き、有効（民訴法3条の7の4項）

18

委託先のセキュリティ

19

委託先のセキュリティの論点

- 個人情報保護法の要求をクリアしているか
- データは不正競争防止法上の「営業秘密」性を失っていないか
- 内部統制：
↑の「要求」は、企業等のクラウドユーザーに対する要求だが、これが満たされないと内部的には取締役の責任が発生..

20

個人情報保護法上問題となる義務規定

セキュリティに関する3つの規定

第20条(安全管理措置)

個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第21条(従業員の監督)

個人情報取扱事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

第22条(委託先の監督)

個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

ここが問題。
単なるストレージでプロバイダが個人情報であることを知らない場合でも「委託」²¹

営業秘密とは①

- 「営業秘密」とは簡単にいえば、企業秘密のこと。顧客名簿や技術・ノウハウの情報が典型だが、技術と営業に関する事業活動にとって有用な情報は広く「営業秘密」になりうる。



- 不正競争防止法は、一定の要件を満たす企業秘密を「営業秘密」として、これを盗み出したり、使用・漏えいする行為を民事・刑事の責任の対象にしている。



- もちろん、情報セキュリティの観点から重要なのは、事後的に責任追及をすることではなく、漏えいさせないことだが・・・



- 事後的に責任を追及されるのであれば手は出しにくい。



- 「営業秘密」にあてれば、法律によって守られる。

営業秘密とは②

- 「営業秘密」にあたればどんないいことがあるのか？



- 営業秘密の侵害は犯罪。
- 営業秘密侵害行為(「不正競争」)については損害額の推定あり。

23

営業秘密の3要件

①秘密として管理されていること(秘密管理性)

(a)情報にアクセスできる者が制限されていること(アクセス制限)

(b)情報にアクセスした者にそれが秘密であると認識できること(客観的認識可能性)

②有用な情報であること(有用性)

③公然と知られていないこと(非公知性)

24

裁判所の秘密管理性の判断要素

A) アクセス権者の限定・無権限者によるアクセスの防止

- アクセス権者の限定
- 施錠されている保管室への保管
- 事務所内への外部者の入室の禁止
- 電子データの複製等の制限
- コンピュータへの外部者のアクセス防止措置
- システムの外部ネットワークからの遮断

これらの事項をクラウド環境下でも達成することができるか。

B) 秘密であることの表示・秘密保持義務等

- 「秘」の印の押印
- 社員が秘密管理の責務を認知するための教育の実施
- 就業規則や誓約書・秘密保持契約による秘密保持義務の設定等

C) 組織としての仕組みを持っていること(組織的管理)

- 情報の扱いに関する上位者の判断を求めるシステムの存在
- 外部からのアクセスに関する応答に関する周到な手順の設定

25

ご清聴ありがとうございました

26